

整理番号 5-1

支出証拠書

4/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所駐車場代 (5月分)		
年月日	令和3年5月1日~令和3年5月3日	金額	5055円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細

スルガ銀行
SURUGA bank

ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	030426	13:59
銀行番号	お取引店	科目
		口座番号
お取引店	お取引金額	
0700	*10,000	
ATM番号	お取引店	手数料
0010	11001	*110
お取引番号	お取引内容	
0469	5500550000	
説明コード	お取引店元帳残高	

口座受取人氏名 [REDACTED] 様

依頼人氏名 ナカザワ ミチノリ ジムシヤ 様

電話番号 0543526471

おつり金額 *890

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	10,110 円	1/2	5,055 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (5月分)		
年 月 日	令和3年5月6日~令和	年 月 日	金 額 11,550 円

目 的	政務活動に必要な 自動車 のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

13	03-04-07		
14	03-04-13		
15	03-04-15		
16	03-04-21		
17	03-05-06	SMBC(ナカニホン)	23,100
18	03-05-07		
19	03-05-11		
20	03-05-13		
21	03-05-17		
22	03-06-07		
23	03-06-07		
24	03-06-14		

案分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	23,100 円	1/2	11,550 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (5月分)		
年 月 日	令和3年 5月7日	~ 令和 年 月 日	金 額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース。
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

3	03-04-07		
12	03-04-13		
15	03-04-15		
16	03-04-21		
17	03-05-06		
18	03-05-07	HC)ヒナチC-NBL	9,936
19	03-05-11		
20	03-05-13		
21	03-05-17		
22	03-06-07		
23	03-06-07		
24	03-06-14		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	9,936 円	1/2 %	4,968 円

整理番号 5-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士川断層巡検参加費		
年月日	令和3年5月8日~令和 年 月 日	金額	9000円

目的	富士川流域に於ける断層地域の認識
用途	視察参加費(交通費等)
政務活動・ 県政との 関連性	県内の断層地域を再確認し、地震対策に よる断層帯事業の安全安心をたいかぬ。
領収書	<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">中澤通訓 様 2021年5月 日</p> <p style="text-align: center;">★ ￥9,000.-</p> <p style="text-align: center;">但 富士川断層巡検参加費</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p> <p style="text-align: right;">〒422-8013 静岡市駿河区古宿294 徳川家康ミュージアム 糸魚川静岡構造線ミュージアム</p>

按分の理由 全額政務活 動費である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,000 円	100 %	9,000 円

整理番号 5-5

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (5 月請求分)		
年月日	令和3年5月9日~令和 年 月 日	金額	11,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

領収証

No.

中沢事務所様

2021年5月9日

金額	¥ 11,000
----	----------

内
消費税等

但 HP更新料として
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISA00#778

marukita きたがわ商店
静岡市清水区船越3-8-19 202
北川 昌克
TEL/FAX (054) 357-3534

支払者: 中澤通訓

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,000 円	100 %	11,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話代 (a u 4 月請求分)		
年 月 日	令和3年5月10日~令和 年 月 日	金 額	7,571 円

目 的	政務活動に使用する携帯電話代														
使 途	—														
政務活動・ 県政との 関連性	—														
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">3-04-28</td> <td style="width: 40%;">(ミツビシUFJニコス)</td> <td style="width: 20%;">自払</td> <td style="width: 20%;">38,813</td> </tr> <tr> <td>3-05-07</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-05-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				3-04-28	(ミツビシUFJニコス)	自払	38,813	3-05-07				3-05-10			
3-04-28	(ミツビシUFJニコス)	自払	38,813												
3-05-07															
3-05-10															

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,143 円	1/2 %	7,571 円

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
お引落口座へのご入金、お支払日の前日（金融機関営業日）までをお願いいたします。

お支払日	3年 5月10日	当月ご請求額	38813円
		事前お支払額	0円
当月お支払合計額	38813円	内キャッシング分	0円
		合計	38813円

サーレカード

会員番号	
金融機関名	
通帳記号	
口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月
通常払い	

ご利用明細

ご利用者	ご利用日
10	3/16
10	3/16
10	3/16
10	3/20
10	3/20
10	3/21
10	3/22
10	3/25
10	3/27
10	3/27
10	3/27
10	3/29
10	4/10

au電話利用料

15:1430 3月分

整理番号 5-7

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士地におけるJCT橋の影響調査		
年月日	令和3年5月15日~令和	年月日	金額 2030 円

目的	富士官・朝霧地蔵周辺の出入客調査
用途	高速道料金
政務活動・県政との関連性	JCT橋における経済の影響の実態を把握し対応の一助とする

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。
料金所では一旦停車してください。



利用証明書
料金所 新富士
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月15日14時29分

車種 普通
通行料金 ¥1,060-
(外払)

入口料金所一 新富士
ETC 有効期限21年12月
会員番号 (支払 一回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00601406-00

ご利用ありがとうございます。
料金所では一旦停車してください。



利用証明書
料金所 新静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月15日10時24分

車種 普通
通行料金 ¥970-
(外払)

入口料金所一 清水
ETC 有効期限21年12月
会員番号 (支払 一回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00291003-00

新富士へ新静岡 清水へ新富士

按分の理由 全額 政務活動費	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2030 円	100 %	2,030 円

整理番号 5-8

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人清水サッカー協会 会費		
年月日	令和3年5月17日 令和3年5月17日~平成	金額	12000円

会の趣旨・目的	幼稚園からハイスクールまでサッカーを通して継続できるような構築を目的とする
会の活動内容等	各クラブのコーチを育成するための講座開催、審判員の養成等の整備を行う
政務活動・県政との関連性	スポーツを通じた静岡のサッカー界内を盛り上げ、県民に広く普及させることを目指す

領収証

中澤 通訓

様 No. _____

¥12,000,-

但 会員会費

入金日 2021年 5月 17日 上記正に領収いたしました

〒424-0924 静岡市清水区清開2-1-1

清水総合運動場体育館2F

TEL 054-337-0302 FAX 054-337-0722

NPO法人 清水サッカー協会

理事長 西村 勉

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 (%)	_____

* 添付書類: 団体の定款

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,000 円	100 %	12,000 円

2021年4月吉日

各 位

NPO法人 清水サッカー協会
会 長 牧 田 博 之

正会員ご入会 の 願 い

日頃より、当協会の事業並びに活動に対し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、昭和23年に清水サッカー連盟として発足以来、多くの先達の努力と熱意により「サッカーのまち清水」を築き上げて来ました。その成果として、多数のJリーガーを輩出するとともに各チームの中心として活躍する選手や指導者を支援してきたことが挙げられます。

また、各地区のスポーツ少年団とその育成会、シニアチームやママさんチームなどの地域・生涯スポーツの場の創造にも努めてまいりました。

しかし一方で、少年団所属の子供たちや小・年代の女子選手数及び各種別のチーム数の減少、ほか指導者不足等々、多くの課題が浮き彫りになってきました。

これらの課題解決のため、そして、日本サッカー協会及びJリーグがめざす「百年構想」実現のため、清水サッカー協会は平成13年10月30日、県から特定非営利活動(NPO)法人の認証を取得し、清水の地域に合ったスポーツクラブの創設をめざしております。地域における少年少女の健全育成、一貫指導の場、生涯スポーツの場、地域コミュニティーの場として他の競技団体、地域体育団体とも協力しながら、新たなスポーツ環境の受け皿づくりに取り組んでおります。

このことは、全国的にも特筆される取り組みであり、皆様のご理解とご支援で繋いできた清水ならではの「組織」です。

つきましては、本主旨に対して是非ともご理解とご協力をいただき、当協会を支えていただく「正会員」へのご入会を心からお願い申し上げます。

不躰ながら、下記書面を同封させていただきます。内容を一読の上、会員のお申込みをいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

記

【同封書類】

1. 入会申込書
2. 振込依頼書

【申し込み先・お問い合わせ】

〒424-0924 静岡市清水区清開 2-1-1 清水総合運動場体育館 2階
NPO法人 清水サッカー協会 TEL : 054-337-0302
FAX : 054-337-0722

※5月20日(木)までに是非ともお願い申し上げます。

NPO法人 清水サッカー協会

会員の分類と年会費

<p>下記分類のいずれかに該当するチーム、個人、団体。</p> <p>【特典】①総会に出席し、議案の決議に参加する議決権を有する。</p>		年 会 費
正 会 員	<p>チーム</p> <p>日本サッカー協会サッカー競技規則に基づいて活動するチーム。</p> <p>【説明】日本サッカー協会、静岡県サッカー協会、清水サッカー協会に登録し、活動するチーム。(従来のチーム登録に相当)それぞれの協会が主催する大会に参加できる。議決権は一チームにつき一票。</p>	<p>1チーム</p> <p>22,000円 (10,000円)</p>
	<p>個人</p> <p>チームに所属するしないに関わらず、この法人の目的に賛同して入会する個人。</p> <p>【説明】チームに登録していなくても、個人として入会できる。議決権は一人一票。</p>	<p>1人</p> <p>12,000円 (11,000円)</p>
	<p>団体</p> <p>この法人の目的に賛同して入会する団体。</p> <p>【説明】チーム以外の団体として入会できる。議決権は一団体一票。</p>	<p>1団体</p> <p>22,000円</p>
<p>下記分類のいずれかに該当する個人、団体。</p> <p>【特典】①総会に出席し、意見を述べるができる。</p>		—
一 般 会 員	<p>個人</p> <p>正会員であるチームに所属する選手、スタッフ(代表者、監督、コーチ、審判等)、公認ライセンス取得審判及び同指導者であって、この法人の目的に賛同して入会する個人。</p> <p>【説明】上記、選手、チームスタッフ、審判、指導者は、一般会員として入会下さい。(従来の個人登録の考え方に相当。正会員を優先。)シニア会員(大学生以上)とジュニア会員(高校生以下)に分類される。</p>	<p>シニア会員： 1人 3,200円 [大学生以上] (2,200円)</p> <p>ジュニア会員： 1人 1,600円 [高校生以下] (600円)</p>
	<p>賛助会員</p> <p>主に各種支援や賛助を行なう個人、団体。</p>	<p>個人： 1口 5,000円</p> <p>団体： 1口 50,000円</p>

※ () 内は、日本サッカー協会・県サッカー協会の登録チーム・登録選手に対し、登録活動奨励金を減額した金額です。

特定非営利活動法人 清水サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人清水サッカー協会といい、通称は、NPO法人清水サッカー協会と称する。又、外国に対しては、SHIMIZU Football Association (略称：SHIFA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県清水市清開2丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、清水市におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、もって「サッカーのまち清水」としてのまちづくり、人づくり、健康づくり、及び国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (2) まちづくりの推進を図る活動（別表第3号）
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（別表第4号）
- (4) 国際協力の活動（別表第9号）
- (5) 子どもの健全育成を図る活動（別表第11号）
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第12号）

(事業)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① サッカー競技の普及に関する事業
- ② サッカー選手及びチームの強化育成に関する事業
- ③ 指導技術の研究及び指導者の育成、登録、派遣に関する事業
- ④ サッカー競技規則並びにレフリー技術の研究及び、レフリーの育成、登録、派遣に関する事業
- ⑤ 国際大会を含む各種サッカー競技会の開催、主管、運営に関する事業
- ⑥ 顕彰助成事業
- ⑦ 全国並びに市民、会員に対する広報事業
- ⑧ 地域におけるスポーツの普及及び、振興に関する事業
- ⑨ スポーツ施設の管理、運営に関する事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

(2) 収益事業

- ① 物品の販売等に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項

第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

下記のいずれかに該当するチーム、個人、団体とし、この法人の意思決定に関わる総会での議決権を有する。

- ①チーム会員：財団法人日本サッカー協会の制定したサッカー競技規則に基づいて活動するチーム。
- ②個人会員：チームに所属するしないに関わらず、この法人の目的に賛同して入会する個人。
- ③団体会員：この法人の目的に賛同して入会する団体。

(2) 一般会員

下記のいずれかに該当する個人、又は団体とし、この法人の意思決定に関わる総会に出席し、意見を述べることができる。

- ①個人会員：正会員であるチームに所属する選手、スタッフ（代表者、監督、コーチ、審判等）、公認ライセンス取得審判、同指導者、及び、その他この法人の目的に賛同して入会する個人。シニア会員とジュニア会員に分類される。
- ②団体会員：この法人の目的に賛同して入会する団体。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、専ら各種支援や賛助を行なう個人又は団体。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本法人の構成会員として、その施策や事業内容を知り、それに関与することができる。
- (2) 個人会員は、チームを構成し、選手、スタッフ（役員、チーム代表者、監督、コーチ、審判等）として、本法人が主催する競技会に出場することができる。
- (3) 個人会員は、財団法人日本サッカー協会の公認審判員並びに公認指導者として登録することができる。
- (4) 正会員であるチーム会員は、財団法人日本サッカー協会、財団法人静岡県サッカー協会に対し、加盟チームとしてチーム登録を行うことができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会員としての行動規範

- ① [責任ある行動] 社会規範を担う一員として、また本法人の一員として、他の手本となるよう、責任ある態度と行動をとる。
 - ④ [フェアプレー] あらゆる面で、全力でかつ真剣に取り組むと同時に、競技上におけるフェアプレーと競技外におけるグッドマナーの精神並びに行動を心がける。
 - ⑤ [ルールの遵守] ルールを守り、ルールの精神に従って行動する。
 - ⑥ [相手の尊重] 競技においては、対戦チームのプレーヤーや、レフェリーなどにも、友情と尊敬をもって接する。
 - ⑦ [協調] 会員相互の日々の研鑽と協力により、本法人の悠久の発展を期す。
- (2) この法人の組織を使って、あるいはこの法人の活動の中で、または会員として、次の行為を行なって

はならない。

- ① 専ら政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること、及び、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること

(入会)

第9条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる義務を遂行できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名以上 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名以上 |
| (5) 常任理事 | 3名以上 |
| (6) 理事 | 10名以上(会長及び副会長、理事長、副理事長、常任理事を含む。) |

(7) 監事

1名以上

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事は正会員の中から選任される。
- 3 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 理事長は、理事会の決議に基づいて、日常業務の企画執行等の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けた時はその職務を行う。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、重要事項、重要事業の審議、企画、立案を行い、理事会へ諮る。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会並びに常任理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第22条 この法人に、名誉会長、顧問並びに参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(職員)

第23条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 一般会員は、別途定められた規則により、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第26条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（書面表決及び委任表決を含む）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の種別)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第26条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年に10回程度開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席(書面表決及び委任表決を含む)がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第41条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(常任理事会の種別)

第44条 常任理事会は、定例常任理事会及び臨時常任理事会の2種とする。

(常任理事会の構成)

第45条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

2 監事は、常任理事会に出席し意見を述べるができる。

(常任理事会の権能)

第46条 常任理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を協議する。

(1) 第36条に掲げる理事会に付議すべき重要事項、重要事業の審議、企画、立案

(2) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会の開催)

第47条 常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 定例常任理事会は、年に6回程度開催する。

2 臨時常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 第17条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(常任理事会の招集)

第48条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(常任理事会の議長)

第49条 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常任理事会の定足数)

第50条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の2分の1以上の出席(委任状の提出を含む)がなければ開会することができない。

(常任理事会の承認)

第51条 常任理事会における承認事項は、第48条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 常任理事会の承認は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会の表決権等)

第52条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、前2条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の承認について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。
(常任理事会の議事録)

第53条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者総数、及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した常任理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第54条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第56条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第57条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第58条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第59条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第60条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、その事業年度の開始する日から予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入・支出すること

とができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第61条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第62条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第63条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第64条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第65条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第66条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第67条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、財団法人静岡県サッカー協会に譲渡するものとする。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、静岡新聞に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第70条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初(初年度)の会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (ア) 正 会 員 : ① チーム会員 3,000 円
② 個人会員 12,000 円
③ 団体会員 22,000 円
 - (イ) 一 般 会 員 : ① 個人会員 ・シニア会員 700 円
・ジュニア会員 300 円
② 団体会員 10,000 円
 - (ウ) 賛 助 会 員 : 個人一口 5,000 円 団体一口 50,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第59条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第64条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会 長	中 島 巖	常任理事		理 事	
副 会 長		//		//	
//		理 事		//	
//		//		//	
理 事 長		//		//	
副理事長		//		//	
//		//		//	
常任理事		//		//	
//		//		//	
//		//		//	
//		//		監 事	
//		//		//	

整理番号 5-p

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	PCキーボード不具合修理代		
年月日	令和3年5月18日~令和 年 月 日	金額	3,000 円

目的	不具合修理
使途	修理代
政務活動・ 県政との 関連性	早期の修理が政務活動に必要

領収証

No.....

中沢事務所 様 R3年5月18日

金額	¥ 3,000
----	---------

内
消費税等

但PCキーボード不具合修理代として
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

marukita きたがわ商店
静岡市清水区船越 3-8-19 202
北川 昌克
TEL/FAX (054) 357-8504

支払者: 中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,000 円	100 %	3,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代 (コピーカートリッジ)		
年 月 日	令和3年5月21日~令和	年 月 日	金額 18,590 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用の窓口

スルガ銀行

SURUGA BANK

ご利用年月日

030521

ご利用時間

13:48

振込

お取引内容

振込

お取引内容

お取引金額

ATM番号

0700

ATM番号

0010

お取引金額

0290

ATM番号

0010

お取引金額

18,150

手数料

*440

お取引金額

18,590

お取引元帳番号

三井住友銀行

支店

口座番号

1593404

受取人名

ルネックス ヲロケト様

依頼人名

ナカサワ ミチノリ シムダシ

電話番号

0543526471

おつり金額

*2,010

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	18,590 円	100 %	18,590 円

請 求 書

2021 年 4 月 30 日 締切分 No. 1

424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26
セントラルビル3F

株式会社ルネックスプロジェクト

- 本社 〒812-0023 福岡県福岡市中央区天神1-2-1
 - 東京支店 〒101-0051 東京都千代田区千代田2-2-31
 - 大阪支店 〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満2-10-14
 - 名古屋支店 〒467-0831 愛知県名古屋市中区瑞穂区惣作町3丁目6番地1
 - 広島支店 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町2丁目12-30
 - 北九州支店 〒802-0064 福岡県北九州市小倉北区片野4丁目3番7号
 - 長崎支店 〒851-0133 長崎県長崎市矢上町3番22号
 - 鹿児島支店 〒890-0046 鹿児島県鹿児島市西田2丁目3番5号
 - 仙台支店 〒981-0913 宮城県仙台市青葉区昭和町5-5
 - 札幌支店 〒060-0907 北海道札幌市東区北7条東3-28-32
 - 福岡支店 〒819-0373 福岡県福岡市西区周船寺2-9-12
- フリーコール：0120-999-421

中沢通訓事務所 御中

お客様コードNo.

お振込先

三井住友銀行 しらゆり支店
口座名義：株式会社ルネックスプロジェクト
(普通) 1593404

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

御振込手数料の御負担
お願い申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上金額	内消費税額
0	0	0	18,150	

今回御請求額
18,150

伝票日付	伝票No.	品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
04.26	4901	AF-DOA591	カートリッジ 337 (CANON)	1	個	6,400	6,400	1648017-7
		AB-ABA586	カートリッジ 505 (CANON)	1	個	10,100	10,100	1709010-7
			消費税				1,650	
			毎度ありがとうございます。				18,150	
			【課税10.0% 税込額】				1,650	
			【内消費税額】					

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (庵原新聞)		
年月日	令和3年5月24日	~ 令和 年 月 日	金額 5,900 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	<u>5年</u> 月購読料 (2年10月~3年3月)
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-05-24	23362	A93260002
取扱店	シス・アイ	
払込口座	00880-2	32045
払込金額	*5,900 料金 *0	
振替受付票		
私込みの証拠となるものを保存し、消費税等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
日付	金額	印
2023.05.24	3,204.5	
庵原新聞社		
中澤 通訓 様		
記号番号		

スマホ決済アプリの残高確認も可能です！

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,900 円	100 %	5,900 円

2021年5月18日

中沢 通訓 様

請求書

庵原新聞社

〒421-3101

清水区由比入口345-2

TEL 054-385-4843

請求金額

¥5,900

(税込み)

日付	商品名	数量	単価	金額
	庵原新聞購読料			5,900
	令和2年10月～令和3年3月			
	合計			5,900

整理番号 5-12

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 5月請求分)		
年 月 日	令和 3年 5月 24日 ~ 令和 年 月 日	金 額	3,229 円

目 的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6,458 円	1/2	3,229 円
		%	

整理番号	5-13
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 (静岡新聞, 朝日新聞, 農業新聞)		
年 月 日	令和3年5月25日~令和	年 月 日	金 額 9960 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	3年5月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,960 円	100 %	9,960 円

No. 0241 2021年 5月分 領収証
000

読者No. [Redacted]

中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額	合計振替
静岡新聞 ※	1	3300	3,300円
			(消費税込)

8%対象 3,300円 (内消費税 244円) 株式
10%対象 0円 (内消費税 0円) 会社

シニア新聞

※は軽減税率の対象であることを示します。
梅雨の晴れ間に夏を感じるこの頃、
急な暑さに体調など崩されませぬ
ようお気を付け下さい。

本店 静岡市清水区大手一丁目1番1号
(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
(フリーダイヤル) 0120-1577-01
担当者: [Redacted]

領収証

支店 区域 順路 No. 中沢 通訓 様
05 007 238 [Redacted]

※は軽減税率対象です

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
※朝日新聞	1	4,037		6,660円
※農業新聞	1	2,623		
10%対象 0 (内消費税 0)				2021年 05月分
8%対象 6,660 (内消費税 493)				領収致しました。 年 5月 25日

有限会社 石原新聞店

静岡市清水区江尻東1-1-1
フリーダイヤル 0120-107-466



桜ヶ丘支店 352-1914
本店 054-366-1074

係 [Redacted]

ご購入ありがとうございます。本証をご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

整理番号 5-14

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 (5 月請求分)		
年 月 日	令和 3 年 5 月 28 日~令和 年 月 日	金 額	2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。																				
使 途	—																				
政務活動・ 県政との 関連性	—																				
<<領収書貼付枠>> 通常貯金 (兼お) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年月日</th> <th>取扱店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>3-05-17</td> <td>23362</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>3-05-17</td> <td>23362</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>3-05-17</td> <td>23362</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>3-05-24</td> <td>23362</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>3-05-28</td> <td>(日専連 静岡) 自払 2,035</td> </tr> </tbody> </table>					年月日	取扱店	01	3-05-17	23362	02	3-05-17	23362	03	3-05-17	23362	04	3-05-24	23362	05	3-05-28	(日専連 静岡) 自払 2,035
	年月日	取扱店																			
01	3-05-17	23362																			
02	3-05-17	23362																			
03	3-05-17	23362																			
04	3-05-24	23362																			
05	3-05-28	(日専連 静岡) 自払 2,035																			

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,035 円	100 %	2,035 円

Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくご申しあげます。

お問合せ番号	
お支払い日	2021年 5月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までをお願いいたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問合せ

日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210
【お問合せ時間】 10:00~17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル
【お問合せ時間】 10:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「葉書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から葉書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

整理番号 5-15

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	光熱水費 (電気代・水道代・5月分)		
年月日	令和3年5月31日~令和	年月日	金額 9,421 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

令和 3年 6月 1日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和 3年 5月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 3年 5月31日	18,842円	1,712円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	旧程	契約種別	容量	ご使用量 kWh/m3	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
					円	円	円、銭	
おなまえ					消費税等相当額(再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
		従量電灯B			2860		-5500	
ナカザワジムシヨ キョウ		30		104		349	-47944	
		A			260			
		従量電灯B			3978		-5500	
ナカザワ ミチノリ		30		153		514	-70533	
		A			361			
		低圧電力			12004			
ナカザワ ミチノリ		10		80		268	-36880	
		kW			1091			

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	18842 円	1/2 %	9,421 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	次郎長翁を知る会		
年月日	令和3年5月31日~平成	年月日	金額 2,000 円

会の趣旨・目的	次郎長翁の足跡を振り返り現世に継ぐ
会の活動内容等	1. 次郎長翁談の開催 2. 足跡保存・足跡探訪 3. その他 本会の目的達成のための事業
政務活動・県政との関連性	地域の文化を盛り上げ、清く正しくの何なりと、清く正しくの発展に貢献。健全事業として。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-05-3123362		A93240002
取扱店	シス7141	
払込口座	00830-6	132779
払込金額	*2,000	料金 *0

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金は、消費税等が含まれます。
(ゆうちょ銀行)

1.32779

次郎長翁を知る会

中澤通訓

入金額 *2,000
おつり *0

スマホ決済アプリ ゆうちよ Pay
口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき趣向
税務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	100 %	2,000 円

次郎長翁を知る会 会則

(名称)

第1条 この会は、「次郎長翁を知る会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、(公財)するが企画観光局清水事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次郎長翁に関する調査、研究。
- (2) 次郎長翁に関する講座の開催。
- (3) 次郎長翁に関する古文書の収集。
- (4) 次郎長翁に関する刊行物の発行。
- (5) 観光宣伝事業への協力。
- (6) その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会設立趣旨に賛同する個人及び法人をもって会員とする。

(会費)

第6条 本会の経費は、会費、賛助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- (1) 会費 個人会員1口年額 2,000円
法人会員1口年額 5,000円

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 最高顧問 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 会長 1名
- (5) 副会長 若干名
- (6) 会長補佐 1名
- (7) 理事 若干名
- (8) 参与 若干名

(9) 運営委員 若干名

(10) 会計 1名

(11) 監事 2名

(任期)

第8条 本会の役員選出及び任期。

(1) 会長は、総会において選出する。

(2) その他の役員は、会長が委嘱する。

(3) 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会は、年1回会長が招集する。

(2) 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(3) 運営委員会は、必要に応じ会長が招集する。

(4) 会議の議長は、会長をもってあてる。

(5) 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

(6) 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第11条 本会は、会長の指示により運営する。

附 則

1 この会則は、平成4年5月6日から施行する。

2 この会則は、平成7年6月12日から施行する。

3 この会則は、平成12年6月12日から施行する。

4 この会則は、平成30年6月10日から施行する。

整理番号 5-17

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精進活動・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年5月/日	~	令和3年5月3/日
金額	6,600 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,600 円	100 %	6,600 円

個別履歴照会

作成日時: 2021/06/03 10:57

刻印番号
媒体タイプ
発行日
有効期限
ネガ情報

LuLuCa(PASAR+POINT)
2014/03/03

SF券種
SF属性
ポイント

一般バス・鉄道共通
大人
¥500

フリガナ
氏名
郵便番号
住所

ナカザワ
中澤
〒424-0828
静岡県静岡市清水区千歳町
7-18

性別 男性
生年月日 1944/09/23 年齢 76 才
電話番号 (自宅) 054-352-5641
(携帯)

最終残高

定期属性
発行日
適用期間
停留所(発)
停留所(発)
停留所(発)
停留所(発)
割引
割引
割引
割引

案件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	停留所(発)	割引
4004	2021/05/28 17:29	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,150			新静岡 → 入江岡		
4003	2021/05/28 17:05	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,480			新静岡 →		
4002	2021/05/28 11:24	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,480			入江岡 → 新静岡		
3998	2021/05/26 17:49	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,090			新静岡 → 入江岡		
3997	2021/05/26 17:21	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,420			新静岡 →		
3996	2021/05/26 17:21	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,420			新静岡	1号機	
3995	2021/05/26 15:56	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,420			入江岡 → 新静岡		
3994	2021/05/26 15:27	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,750			入江岡 →		
3993	2021/05/21 13:32	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,750			新静岡 → 入江岡		
3992	2021/05/21 12:59	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,080			新静岡 →		
3991	2021/05/21 09:45	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,080			入江岡 → 新静岡		
3990	2021/05/21 09:15	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,410			入江岡 →		
3985	2021/05/17 17:14	券売機	チャージ	¥2,000	¥3,070			新清水	5号機	
3984	2021/05/17 17:14	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,070			新静岡 → 新清水		
3983	2021/05/17 16:45	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,400			新静岡 →		
3982	2021/05/17 12:52	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,400			入江岡 → 新静岡		
3981	2021/05/17 12:24	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,730			入江岡 →		
3980	2021/05/16 16:22	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,730			新静岡 → 入江岡		
3979	2021/05/16 15:57	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,060			新静岡 →		
3978	2021/05/16 12:53	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,060			入江岡 → 新静岡		
3977	2021/05/16 12:28	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,390			入江岡 →		
3976	2021/05/14 17:22	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,390			新静岡 → 入江岡		
3975	2021/05/14 16:51	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,720			新静岡 →		
3974	2021/05/14 11:36	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,720			入江岡 → 新静岡		
3973	2021/05/14 11:08	自動改札機	S F利用	¥0	¥3,050			入江岡 →		
3972	2021/05/14 11:07	券売機	チャージ	¥1,000	¥3,050			入江岡	1号機	
3971	2021/05/13 16:16	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,050			新静岡 → 新清水		
3970	2021/05/13 15:41	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,380			新静岡 →		

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細
3969	2021/05/13 11:43	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,380			入江岡 → 新静岡
3968	2021/05/13 11:12	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,710			入江岡 →
3967	2021/05/11 15:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,710			新静岡 → 入江岡
3966	2021/05/11 15:10	自動改札機	S F利用	¥0	¥3,040			新静岡 →
3965	2021/05/11 10:53	自動改札機	S F利用	¥330	¥3,040			入江岡 → 新静岡
3964	2021/05/11 10:29	自動改札機	S F利用	¥0	¥3,370			入江岡 →
[Redacted]								
3962	2021/05/07 18:29	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,370			新静岡 → 入江岡
3961	2021/05/07 18:03	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,700			新静岡 →
3960	2021/05/07 09:45	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,700			入江岡 → 新静岡
3959	2021/05/07 09:17	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,030			入江岡 →
3958	2021/05/06 16:53	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,030			新静岡 → 入江岡
3957	2021/05/06 16:26	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,360			新静岡 →
[Redacted]								
3955	2021/05/06 11:53	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,360			新清水 → 新静岡
3954	2021/05/06 11:28	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,690			新清水 →
[Redacted]								

整理番号 5-18

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	706	18円 × 706 km / km	12,708

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,708 円	100 %	12,708 円

整理番号	5-1P
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	職員給与 (5月分)		
年 月 日	令和3年5月 / 日	~ 令和3年5月 / 日	金 額 80092 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	160185 円	1 / 2 %	80092 円

給料支払明細書

(3 年 5 月分)

		[Redacted] 殿	
労働日数	皇	月	日 / 5 日
労働時間		8 / 時	分
所定時間外労働			時 分
支	基本給		71,685
	所定時間外賃金		
	家族手当		
給			
額	交通費		
	合計		71,685
控	健康保険料		
	介護保険料		
	厚生年金		
	雇用保険料		
	所得税		
	住民税		
除	前払金		
	合計		
差引支給額			71,685

(事業所名)



コクヨ シン-113N

$$81 \text{ 時間} \times 885 \text{ 円} = 71,685 \text{ 円}$$

給料支払明細書

(3 年 5 月分)

		[Redacted] 殿	
労働日数	皇	月	日 / 7 日
労働時間		100 / 時	分
所定時間外労働			時 分
支	基本給		88,500
	所定時間外賃金		
	家族手当		
給			
額	交通費		
	合計		88,500
控	健康保険料		
	介護保険料		
	厚生年金		
	雇用保険料		
	所得税		
	住民税		
除	前払金		
	合計		
差引支給額			88,500

(事業所名)



コクヨ シン-113N

$$100 \text{ 時間} \times 885 \text{ 円} = 88,500 \text{ 円}$$

政務活動事務雇用者出勤簿

5月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
4	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	水	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	木	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
7	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
8	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
9	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5.5
11	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
14	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
15	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
18	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
19	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	4
21	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	5.5
22	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
23	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
25	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
26	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
27	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	3
28	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
計			81

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成3年5月1日
ふじのくに県民クラブ 澤田 昭

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

会派補充様式

政務活動事務雇用者出勤簿

5月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
4	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
5	水	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
7	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
9	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
11	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
14	金	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
15	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
16	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
18	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
19	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
25	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
26	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
27	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
28	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
30	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
計			100

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成30年5月31日
ふじのくに県民クラブ 澤通 印

* 証明は、雇用主が署名して押印する。